

〈2〉米国の輸出管理改革法案及び 外国投資リスク審査現代化法案の最新動向

CISTEC 調査研究部 次長（国際担当） 田上 靖

1. はじめに：CISTEC ジャーナル5月号記事骨子

CISTEC ジャーナル5月号の下記記事において、輸出管理改革法案（Export Control Reform Act of 2018）（略称：ECRA）及び外国投資リスク審査現代化法案（Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2017）（略称：FIRRMA）の輸出管理規制厳格化・実効化の概要及び5月中旬までの議会における審議状況を説明した。

「米国の輸出管理改革法案及び外国投資リスク審査現代化法案における輸出管理規制厳格化・実効化の概要」
http://www.cistec.or.jp/journal/data/1805/02_tokusyuu01.pdf

上記記事の説明内容の骨子は、以下の通りである。

1.1. 輸出管理改革法案（ECRA）

1.1.1. 概要

- (1) 2001年に失効した米国輸出管理法（Export Administration Act: EAA）（現行の米国輸出管理規則（EAR）の上位法）に代わる永続的な輸出管理基本法。
- (2) 現行の規制リストに含まれていない新たな重大技術（Emerging critical technologies）の特定及び規制リストへの追加の手續・要件
- (3) 米国法人（非米国企業の米国子会社を含む）・米国人の外国軍事諜報サービスへの関与の新規制
- (4) 違反者への罰則強化（行政罰金額上限の25万ドルから30万ドルへの引き上げ及び非米国法人・非米国人の違反者の取引禁止処分の対象を全品目（EAR対象外品目を含む）に拡大）
- (5) 米国政府の米国法人・米国人への輸出管理法令コンプライアンス支援義務（コンプライアンスのために必

要な機密情報の提供、中小法人支援計画の策定等を含む)

(6) 米国政府によるベストプラクティス・ガイドライン策定責務

1.1.2. 本年5月中旬までの審議状況

本年2月15日に米国下院外交委員会に超党派法案として提出され、その修正案が、4月17日に同委員会で可決された。

1.2. 外国投資リスク審査現代化法案 (FIRRMA)

1.2.1. 輸出管理規制厳格化・実効化の概要

上院修正案に、Emerging and Fundamental Technologies (EARのCommerce Control List(規制品目リスト)やITARのMunitions List(軍物品目リスト)に掲載されていないが、米国の国家安全保障上重要な基本新技術)の認定手続を規定し、かつ、その認定されたEmerging and Fundamental Technologiesの禁輸国(中国等の武器禁輸国を含む)への輸出、再輸出、その禁輸国内移転については、原則として、商務省の許可を要する旨の規定が設けられた。

(SEC. 24. REQUIREMENTS TO IDENTIFY AND CONTROL THE EXPORT OF EMERGING AND FOUNDATIONAL TECHNOLOGIES.)

1.2.2. 本年5月中旬までの審議状況

昨年11月8日に、米国の上院及び下院に、超党派法案として提出され、上記の上院修正案(S2098)が、5月22日に、上院銀行委員会で可決された。

そこで、以下、両法案の5月中旬以降の動向を説明する。

2. 米国の輸出管理改革法案及び外国投資リスク審査現代化法案の最新動向 (5月中旬以降)

2.1. 輸出管理改革法案 (ECRA)

(1) 下院での審議状況

外国投資リスク審査現代化法案(FIRRMA)の下院修正案(HR5841)の中に、上記の米国輸出管理改革法案(ECRA)(4月17日に下院外交委員会で可決)と同一内容が、TITLE VIII(EXPORT CONTROL REFORM)として挿入され、6月26日付で、米国下院本会議で可決された。

上記可決案原文：

<https://docs.house.gov/billsthisweek/20180625/HR5841.PDF>

上記の対応は、より確実な成立が見込まれる外国投資リスク審査現代化法案(FIRRMA)の中に、種々の意見が予想される米国輸出管理改革法案(ECRA)を挿入することで、後者も成立し易くする効果を狙ったものであり、このような異種の法案の結合・挿入は、日本と異なり、法律の体系性にこだわらない米国では、よくあることである。

なお、上記の挿入については、米国輸出管理改革法案（ECRA）を提出した Royce 下院外交委員会議長も事前に了承している。

(2) 上院での審議状況

上院では、現段階では、輸出管理改革法案（ECRA）は提出・審議されていない。

2.2. 外国投資リスク審査現代化法案（FIRRMA）

(1) 下院での審議状況

上記のように、6月26日付で、下院修正案（HR5841）が、米国下院本会議で、可決された。

この可決された下院修正案にも、Sec. 818. (Requirements to identify and control emerging, foundational, and other critical technologies in export control regulations.) において、上記の1.2.1.に記載した上院 FIRRMA 修正案と同様の、輸出管理規制厳格化・実効化規定案が規定されている。

(2) 上院での審議状況

2019年度国防権限法（National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019：NDAA2019）上院修正案の中に、上記の外国投資リスク審査現代化法案（FIRRMA）（S2098）（5月22日に上院銀行委員会で可決）と同一内容が、TITLE XVII（COMMITTEE ON FOREIGN INVESTMENT IN THE UNITED STATES）として、挿入され、6月18日付で、上院本会議で可決された。

上記可決案原文：

<https://www.congress.gov/115/bills/hr5515/BILLS-115hr5515pap.pdf>

上記の挿入は、国防権限法は毎年、必ず成立させる必要があることから、外国投資リスク審査現代化法案（FIRRMA）をより成立し易くする効果を意図したものである。

2.3. 上院・下院間の協議委員会の設置及び調整・協議

上記のように、上院可決法案及び下院可決法案で、法案の種類・構成・内容が食い違っているため、現在、本件についての上院・下院間の協議委員会が設置され、上院及び下院の共通法案の策定に向けての調整・協議が実施されており、その策定まで、数ヶ月がかかる見込みとのことである。

3. 米国政府の方針

5月14日及び15日にワシントンDCで開催された BIS Update Conference における Ross 商務長官、Ashooh 商務省 BIS 次官補、Tarbert 財務省次官補のスピーチのいずれにおいても、輸出管理改革法案及び外国投資リスク審査現代化法案の成立の重要性が強調された。現在、11月の中間選挙までの成立を目標としているとのことである。

なお、5月29日に、下記のホワイトハウス Web ページで、「中国の差別的で重荷となる取引慣行からの技術・知的財産権の保護のための方策についての米国大統領声明」が公表された。